



清瀬市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

平成29年2月

清 瀬 市

目次

第1章 計画の概要.....	1
第1節 計画の概要.....	2
第2節 実行計画の基本的事項.....	3
第2章 温室効果ガス排出状況.....	7
第3章 温室効果ガス削減目標.....	15
第4章 温室効果ガス削減への取り組み施策.....	19
第1節 基本方針.....	20
第2節 ソフト的取り組みの徹底.....	21
第3節 ハード的取り組みの推進.....	29
第4節 その他の温室効果ガス削減に資する取り組み.....	31
第5章 実行計画の推進.....	33
第1節 実行計画推進体制.....	34
第2節 実行計画の管理及び運用.....	36
資料編 1. 調査対象施設.....	資料編-1
資料編 2. 温室効果ガス排出量調査結果.....	資料編-5
資料編 3. 地球温暖化対策への取り組み状況調査.....	資料編-11
第1節 調査概要.....	資料編-12
第2節 アンケート調査結果.....	資料編-12

第1章 計画の概要

第1節 計画の概要

1 計画策定の背景

本市では、平成11(1999)年4月にエコ・アース計画(市役所の地球温暖化防止計画)を策定して以降、省エネルギー化をはじめとする温室効果ガス削減策を推進してきました。

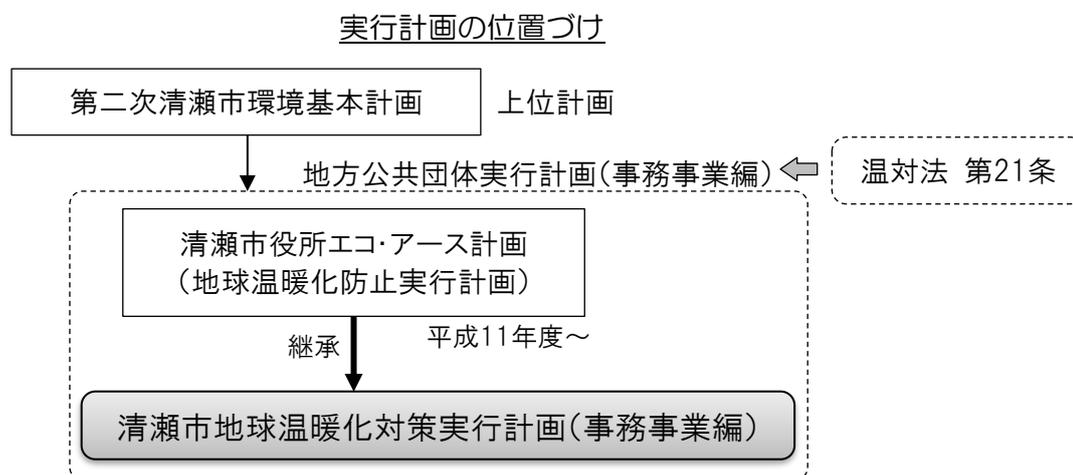
一方、国は平成27(2015)年7月に平成42(2030)年度の温室効果ガス削減目標を示し、また平成28(2016)年5月には同目標を盛り込んだ総合的な地球温暖化対策として「地球温暖化対策計画」を策定したことで、東日本大震災以降に混迷を極めた日本のエネルギー需給問題や地球温暖化対策にも新たな方向性が示されることとなりました。

こうした状況から、本市では地球温暖化対策における国の施策との整合が求められることとなり、「清瀬市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」(以下「実行計画」という。)を策定することとなりました。

2 実行計画の位置づけ及び目的

実行計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「温対法」という。)第21条に規定される「地方公共団体実行計画」として本市が策定する計画です。

また、実行計画は、市民・事業者・行政の環境負荷の少ない日常及び事業活動を示す「第二次清瀬市環境基本計画」を上位計画とし、省エネルギー化による温室効果ガスの削減など地球温暖化対策を担う率先的な計画として位置づけられます。



なお、実行計画の策定には、以下に示す目的を有しています。

- 「地球温暖化対策の推進に関する法律」の遵守
- 市の事務事業における省エネルギー化を主体とした地球温暖化対策の推進
- 市民・事業者への普及啓発を目的とした行政の率先行動
- エネルギー消費量削減による経費節減

第2節 実行計画の基本的事項

実行計画の策定に係る調査は、「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・改定の手引き」(環境省)に準ずることを基本とします。

1 計画の期間

(1) 実行計画の基準年

実行計画の基準年は、年度単位の温室効果ガス排出量が把握可能な直近年度にあたる平成27(2015)年度とします。

- 基準年 : 平成27(2015)年度

(2) 実行計画の期間

実行計画の期間は、温対法のもとに政府が定めた「地球温暖化対策に関する基本方針」に掲げる「地方公共団体実行計画」の規定に準じ、計画策定後の平成29(2017)年度から平成33(2021)年度までの5年間とします。

- 計画期間 : 平成29年度～平成33年度(5年間)

2 実行計画の対象範囲

(1) 調査対象とする事務事業

実行計画の策定に係る調査は、指定管理者制度導入施設を含む本市の全ての事務事業を対象とします。

- 調査対象範囲 : 清瀬市の全事務事業(指定管理者制度導入施設を含む)

(2) 調査対象とする温室効果ガス

温対法により削減の対象に規定される7種類の温室効果ガスに対し、市の事務事業より排出される以下の4種類の温室効果ガスを対象とします。

- 調査対象とする温室効果ガス
 - 二酸化炭素(CO₂)
 - メタン(CH₄)
 - 一酸化二窒素(N₂O)
 - ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)

3 温室効果ガス排出量算定の基本的な考え方

(1) 温室効果ガス排出量算定の基本式

温室効果ガス排出量は、エネルギー使用量や自動車走行距離などの「活動量」に「排出係数」及び「地球温暖化係数」を乗じることで算定します。

$$\text{【温室効果ガス排出量】} = \text{【活動量】} \times \text{【排出係数】} \times \text{【地球温暖化係数】}$$

● 活動量

温室効果ガス排出の要因となる活動の量を示すもので、電気使用量、燃料使用量、公用車走行距離などがこれに該当します。

● 排出係数

活動量からガス排出量に換算するための係数であり、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」第3条に規定された係数、もしくは電気・都市ガスなどのエネルギー事業者が公表する係数を用います。

● 地球温暖化係数

ガス種ごとの排出量をCO₂相当量に換算するための係数であり、CO₂相当量の総和を温室効果ガス排出量として評価します。

(2) 温室効果ガス排出量の算定因子

① 活動量

温室効果ガス排出量の算定にあたり、調査する活動量を下表に示します。

調査する活動量

ガス種	活動量	
	区分	単位
CO ₂ (二酸化炭素)	電気使用量	kWh
	ガソリン使用量	L
	軽油使用量	L
	灯油使用量	L
	液化石油ガス(LPガス)使用量	m ³
	都市ガス使用量	m ³
CH ₄ (メタン)	車種別公用車年間走行距離	km
N ₂ O(一酸化二窒素)		
HFCs(ハイドロフルオロカーボン類)	公用車台数	台

② 排出係数

温室効果ガス排出量の算定には、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」第3条（以下「政令」という。）による排出係数を用いています。

ただし、温室効果ガス排出量をより高精度に把握することを目的として、電気及び都市ガスのCO₂排出係数については、電気事業者及びガス事業者の公表する係数を用います。

CO₂ 排出に関わる排出係数

排出源	炭素排出係数(施行令第3条)		発熱量		排出係数(活動量ベース)(※1)	
	数値	単位	数値	単位	数値	単位
燃料の使用に伴う排出						
ガソリン	0.0183	kg-C/MJ	34.6	MJ/ℓ	2.32	kg-CO ₂ /ℓ
軽油	0.0187	kg-C/MJ	37.7	MJ/ℓ	2.58	kg-CO ₂ /ℓ
灯油	0.0185	kg-C/MJ	36.7	MJ/ℓ	2.49	kg-CO ₂ /ℓ
A重油	0.0189	kg-C/MJ	39.1	MJ/ℓ	2.71	kg-CO ₂ /ℓ
液化石油ガス(LPG)	0.0161	kg-C/MJ	50.8	MJ/kg	5.97	kg-CO ₂ /m ³
都市ガス(※2)	0.0139	kg-C/MJ	45.0	MJ/Nm ³	2.29	kg-CO ₂ /Nm ³
他人から供給された電気の使用に伴う排出						
東京電力(※3)	0.505	kg-CO ₂ /kWh	—	—	0.505	kg-CO ₂ /kWh

※1: 施行令第3条を基に活動量ベースの係数を算出

※2: 東京ガス株式会社公表値による

※3: 国から公表された供給者毎の排出係数を用いる(平成27年11月30日 環境省報道発表資料)

CH₄ 排出に関わる排出係数

排出源	CH ₄ 排出係数(施行令第3条)		発熱量		排出係数(活動量ベース)	
	数値	単位	数値	単位	数値	単位
自動車の走行に伴う排出(ガソリンエンジン)						
普通・小型乗用車	0.00001	kg-CH ₄ /km	—	—	0.000010	kg-CH ₄ /km
バス	0.000035	kg-CH ₄ /km	—	—	0.000035	kg-CH ₄ /km
軽乗用車	0.00001	kg-CH ₄ /km	—	—	0.000010	kg-CH ₄ /km
普通貨物車	0.000035	kg-CH ₄ /km	—	—	0.000035	kg-CH ₄ /km
小型貨物車	0.000015	kg-CH ₄ /km	—	—	0.000015	kg-CH ₄ /km
軽貨物車	0.000011	kg-CH ₄ /km	—	—	0.000011	kg-CH ₄ /km
特殊用途車	0.000035	kg-CH ₄ /km	—	—	0.000035	kg-CH ₄ /km
自動車の走行に伴う排出(ディーゼルエンジン)						
普通・小型乗用車	0.0000020	kg-CH ₄ /km	—	—	0.000002	kg-CH ₄ /km
バス	0.000017	kg-CH ₄ /km	—	—	0.000017	kg-CH ₄ /km
普通貨物車	0.000015	kg-CH ₄ /km	—	—	0.000015	kg-CH ₄ /km
小型貨物車	0.0000076	kg-CH ₄ /km	—	—	0.000008	kg-CH ₄ /km
特殊用途車	0.000013	kg-CH ₄ /km	—	—	0.000013	kg-CH ₄ /km

N₂O 排出に関わる排出係数

排出源	N ₂ O排出係数(施行令第3条)		発熱量		排出係数(活動量ベース)	
	数値	単位	数値	単位	数値	単位
自動車の走行に伴う排出(ガソリンエンジン)						
普通・小型乗用車	0.000029	kg-N ₂ O/km	—	—	0.000029	kg-N ₂ O/km
バス	0.000041	kg-N ₂ O/km	—	—	0.000041	kg-N ₂ O/km
軽乗用車	0.000022	kg-N ₂ O/km	—	—	0.000022	kg-N ₂ O/km
普通貨物車	0.000039	kg-N ₂ O/km	—	—	0.000039	kg-N ₂ O/km
小型貨物車	0.000026	kg-N ₂ O/km	—	—	0.000026	kg-N ₂ O/km
軽貨物車	0.000022	kg-N ₂ O/km	—	—	0.000022	kg-N ₂ O/km
特殊用途車	0.000035	kg-N ₂ O/km	—	—	0.000035	kg-N ₂ O/km
自動車の走行に伴う排出(ディーゼルエンジン)						
普通・小型乗用車	0.000007	kg-N ₂ O/km	—	—	0.000007	kg-N ₂ O/km
バス	0.000025	kg-N ₂ O/km	—	—	0.000025	kg-N ₂ O/km
普通貨物車	0.000014	kg-N ₂ O/km	—	—	0.000014	kg-N ₂ O/km
小型貨物車	0.000009	kg-N ₂ O/km	—	—	0.000009	kg-N ₂ O/km
特殊用途車	0.000025	kg-N ₂ O/km	—	—	0.000025	kg-N ₂ O/km

HFC 排出に関わる排出係数

排出源	HFC排出係数(施行令第3条)		発熱量		排出係数(活動量ベース)	
	数値	単位	数値	単位	数値	単位
自動車用エアコンディショナー使用時の排出						
カーエアコン	0.010	kg-HFC/台・年	—	—	0.010	kg-HFC/台・年

③ 地球温暖化係数

地球温暖化係数は、政令で定められた係数を用います。

地球温暖化係数

ガス種	GWP
二酸化炭素(CO ₂)	1
メタン(CH ₄)	25
一酸化二窒素(N ₂ O)	298
ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)(HFC-134a)	1,430

第2章 温室効果ガス排出状況

1 温室効果ガス総排出量

本市事務事業における基準年の温室効果ガス総排出量は4,035 t-CO₂であり、同排出量をもって実行計画の基準排出量とします。

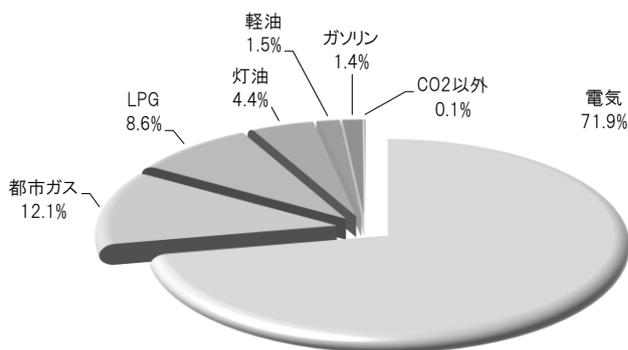
● 温室効果ガス総排出量 4,035 t-CO₂（実行計画の基準排出量）

2 温室効果ガス排出状況

(1) 活動項目別温室効果ガス排出構成

電気や燃料など活動項目ごとの排出源構成では、電気の使用に伴うCO₂の排出が全体の71.9%と最も多く、以下は施設燃料である都市ガス(12.1%)、LPG(8.6%)、灯油(4.4%)、公用車燃料である軽油(1.5%)、ガソリン(1.4%)、CO₂以外(CH₄、N₂O、HFCs)のガス(0.1%)と続いています。

活動項目別温室効果ガス排出構成（平成27年度）



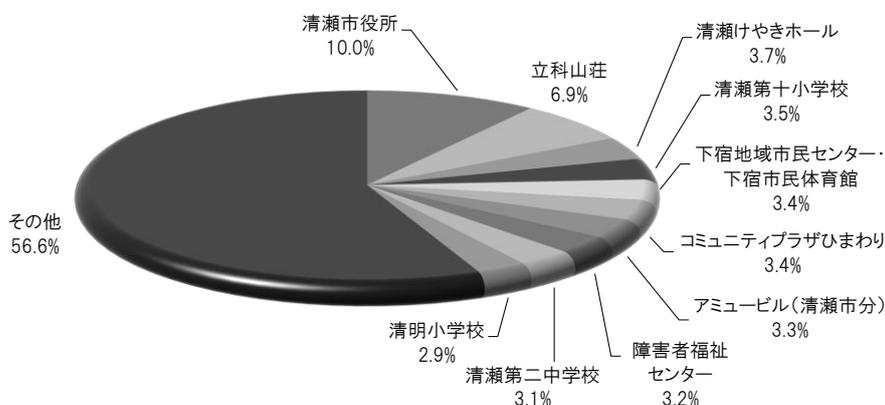
温室効果ガス排出状況（平成 27 年度）

排出源		排出量 t-CO ₂	構成比
CO ₂	電気	2,901.79	71.9%
	都市ガス	488.56	12.1%
	LPG	346.10	8.6%
	灯油	178.36	4.4%
	軽油	60.04	1.5%
	ガソリン	57.34	1.4%
CO ₂ 以外	CH ₄	0.09	0.1%
	N ₂ O	1.92	
	HFCs	1.06	
合計		4,035.28	100.0%

(2) 施設別温室効果ガス排出状況

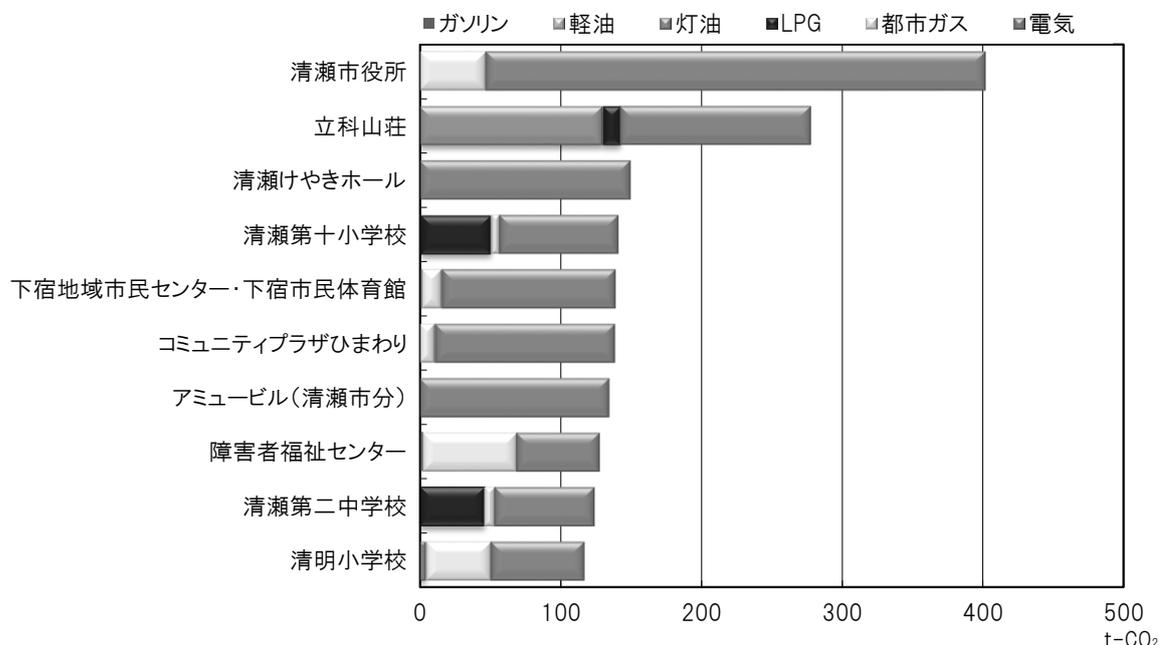
施設別での排出状況では、清瀬市役所(健康センター電気含む)が全体の10.0%と最も多く、以下立科山荘(6.9%)、清瀬けやきホール(3.7%)、清瀬第十小学校(3.5%)などが続いています。

施設別温室効果ガス排出構成 (平成27年度)



また、排出上位10施設の立科山荘の灯油、障害者福祉センターの都市ガスなど一部の施設で施設燃料の使用に伴う排出が目立ちますが、多くの施設で電気の使用に伴う排出が過半数を占めています。

施設別活動項目別温室効果ガス排出構成 (平成27年度)



3 活動項目別温室効果ガス排出状況

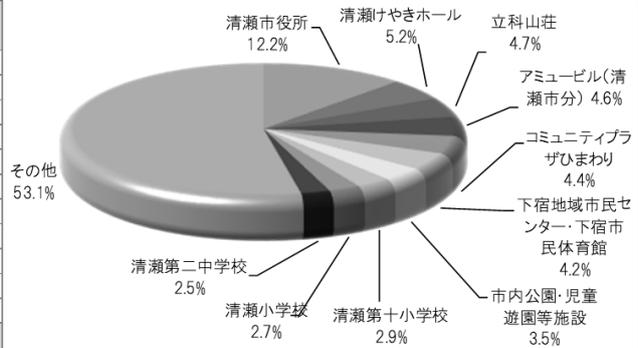
電気や燃料などの活動項目ごとの施設別排出状況を示します。

(1) 電気

電気使用に伴う排出上位施設の排出量及び構成比

電気使用に伴う排出量 上位10施設	使用量 kWh	排出量 kg-CO ₂
清瀬市役所	702,511	354,768
清瀬けやきホール	296,865	149,917
立科山荘	268,573	135,629
アミュビル(清瀬市分)	266,796	134,732
コミュニティプラザひまわり	309,425	127,793
下宿地域市民センター・下宿市民体育館	244,107	123,274
市内公園・児童遊園等施設	199,118	100,555
清瀬第十小学校	167,617	84,647
清瀬小学校	153,151	77,341
清瀬第二中学校	156,669	71,128
その他	3,145,319	1,542,009
合計	5,910,151	2,901,792

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。



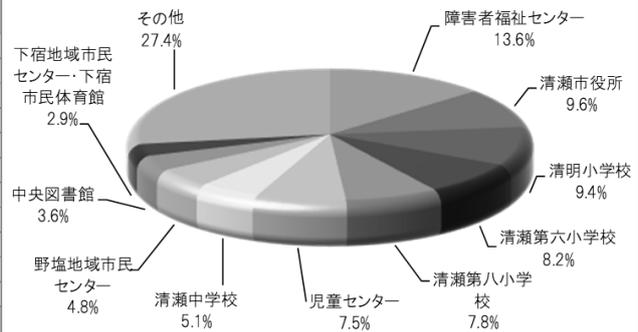
- 電気の使用に伴う排出は総排出量の71.9%を占める。
- 電気は空調、照明、OA機器で使用されるほか、ポンプやファンの駆動モータなど動力用として使用され、使用量は電力消費機器の保有状況や稼働状況、及び施設規模等に応じて変動する。
- 清瀬市役所(健康センター含む)での排出が電気全体の12.2%と最も多く、以下清瀬けやきホール(5.2%)、立科山荘(4.7%)などが続いている。

(2) 都市ガス

都市ガス使用に伴う排出上位施設の排出量及び構成比

都市ガス使用に伴う排出量 上位10施設	使用量 m ³	排出量 kg-CO ₂
障害者福祉センター	29,017	66,449
清瀬市役所	20,519	46,989
清明小学校	20,116	46,066
清瀬第六小学校	17,451	39,963
清瀬第八小学校	16,726	38,303
児童センター	16,037	36,725
清瀬中学校	10,941	25,055
野塩地域市民センター	10,145	23,232
中央図書館	7,780	17,816
下宿地域市民センター・下宿市民体育館	6,258	14,331
その他	58,354	133,631
合計	213,344	488,558

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

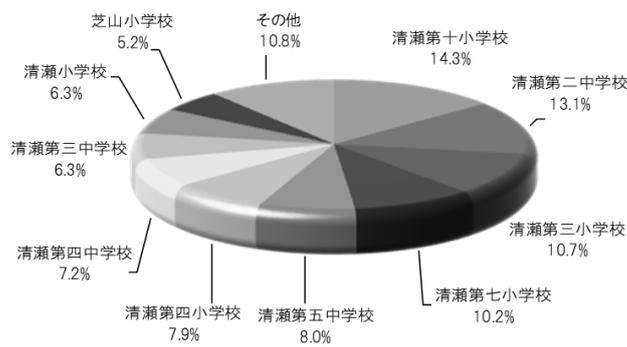


- 都市ガスの使用に伴う排出は総排出量の12.1%を占める。
- 都市ガスは主に給湯や厨房機器の燃料として使用されることから、使用量は給湯需要や給食調理数などに応じて変動する。
- 障害者福祉センターでの排出が都市ガス全体の13.6%と最も多く、以下清瀬市役所(9.6%)、清明小学校(9.4%)などが続いている。

(3) LPG

LPG 使用に伴う排出上位施設の排出量及び構成比

LPG使用に伴う排出量 上位10施設	使用量 m	排出量 kg-CO ₂
清瀬第十小学校	8,268	49,360
清瀬第二中学校	7,612	45,444
清瀬第三小学校	6,200	37,014
清瀬第七小学校	5,887	35,147
清瀬第五中学校	4,649	27,755
清瀬第四小学校	4,592	27,414
清瀬第四中学校	4,166	24,871
清瀬第三中学校	3,655	21,818
清瀬小学校	3,643	21,750
芝山小学校	3,043	18,167
その他	6,258	37,362
合計	57,973	346,101



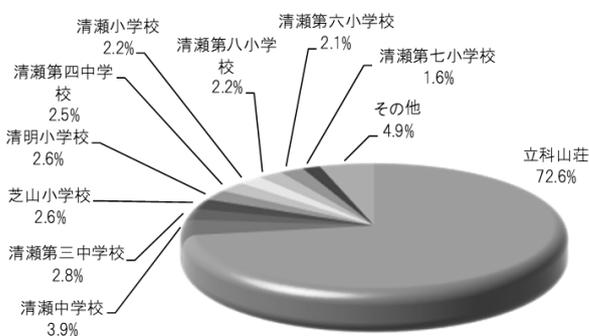
※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

- LPG使用に伴う排出は総排出量の8.6%を占める。
- LPGは、都市ガスと同様に主に給湯や厨房機器の燃料として使用されることから、使用量は給湯需要や給食調理数などに応じて変動する。
- 清瀬第十小学校での排出がLPG全体の14.3%と最も多く、以下清瀬第二中学校(13.1%)、清瀬第三小学校(10.7%)など小中学校での使用が目立っている。

(4) 灯油

灯油使用に伴う排出上位施設の排出量及び構成比

灯油使用に伴う排出量 上位10施設	使用量 ℓ	排出量 kg-CO ₂
立科山荘	52,000	129,480
清瀬中学校	2,800	6,972
清瀬第三中学校	2,000	4,980
芝山小学校	1,830	4,557
清明小学校	1,830	4,557
清瀬第四中学校	1,800	4,482
清瀬小学校	1,608	4,004
清瀬第八小学校	1,600	3,984
清瀬第六小学校	1,540	3,835
清瀬第七小学校	1,140	2,839
その他	3,484	8,674
合計	71,632	178,363



※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

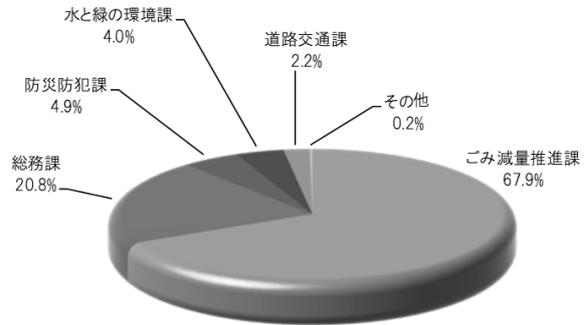
- 灯油使用に伴う排出は総排出量の4.4%を占める。
- 灯油は主に一般的なストーブやファンヒーターをはじめとする暖房機器の燃料として使用されることから、使用量は暖房機器の使用状況などに応じて変動する。
- 立科山荘での排出が灯油全体の72.6%と過半数を超えており、以下清瀬中学校(3.9%)、清瀬第三中学校(2.8%)などが続いている。

(5) 軽油

軽油使用に伴う排出上位施設の排出量及び構成比

軽油使用に伴う排出量 施設	使用量 ℓ	排出量 kg-CO ₂
ごみ減量推進課	15,798	40,759
総務課	4,831	12,464
防災防犯課	1,143	2,949
水と緑の環境課	939	2,423
道路交通課	512	1,321
その他	50	129
合計	23,273	60,045

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。



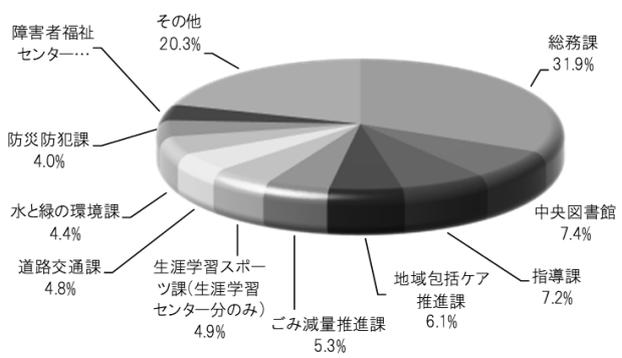
- 軽油使用に伴う排出は総排出量の1.5%を占める。
- 軽油は主に公用車燃料として使用されることから、使用量は公用車の管理状況、稼働状況に応じて変動する。
- ごみ運搬車両などを管理するごみ減量推進課での排出が軽油全体の67.9%と過半数を超えており、以下総務課(20.8%)、防災防犯課(4.9%)などが続いている。

(6) ガソリン

ガソリン使用に伴う排出上位施設の排出量及び構成比

ガソリン使用に伴う排出量 上位10施設	使用量 ℓ	排出量 kg-CO ₂
総務課	7,893	18,311
中央図書館	1,829	4,243
指導課	1,774	4,116
地域包括ケア推進課	1,505	3,492
ごみ減量推進課	1,299	3,014
生涯学習スポーツ課(生涯学習センター分のみ)	1,207	2,801
道路交通課	1,180	2,738
水と緑の環境課	1,092	2,533
防災防犯課	982	2,279
障害者福祉センター	947	2,197
その他	5,008	11,618
合計	24,716	57,341

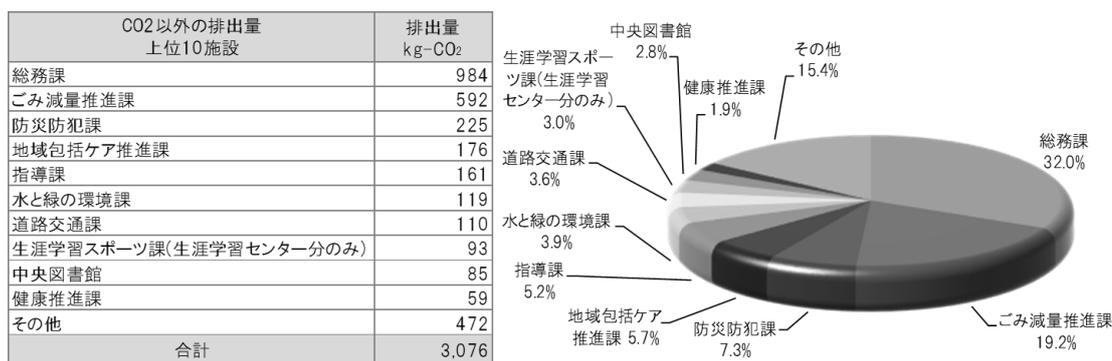
※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。



- ガソリン使用に伴う排出は総排出量の1.4%を占める。
- ガソリンは、軽油と同様に主に公用車燃料として使用されることから、使用量は公用車の管理状況、稼働状況に応じて変動する。
- 総務課での排出がガソリン全体の31.9%と最も多く、以下中央図書館(5.2%)、指導課(7.2%)などが続いている。

(7) CO₂以外のガス (CH₄、N₂O、HFC)

CO₂以外のガス使用に伴う排出上位施設の排出量及び構成比



- CO₂以外の温室効果ガス排出は総排出量の0.1%を占める。
- CO₂以外の温室効果ガスは、公用車の運行やカーエアコンからの冷媒漏洩に伴い排出されることから、排出量は公用車の管理状況、稼働状況に応じて変動する。
- 公用車管理台数や稼働の多い総務課での排出がCO₂以外のガス全体の32.0%と最も多く、以下ごみ減量推進課(19.2%)、防災防犯課(7.3%)などが続いている。

4 用紙及び水道水使用量

用紙や水道水の使用を控える行動は、直接的な温室効果ガスの削減とはなりません。環境負荷の低減、日常的な使用の中での削減行動による意識啓発など、間接的な効果が期待されます。加えて、経費節減など経済効果も見込まれるため、実行計画では用紙及び水道水の使用状況についても調査・把握するものとします。

- 用紙及び水道水使用状況(基準年)
 - 用紙使用量 : 10,034,000枚(コピー用紙:A4換算枚数)
 - 水道水使用量 : 3,247,908m³
- 用紙使用量削減により期待される効果
 - 用紙購入費用の縮減
 - 原料となる森林資源(木材)の伐採量の抑制
 - 上記に伴う森林資源(CO₂吸収源)の保全
- 水道水使用量削減により期待される効果
 - 水道水使用料の縮減
 - 浄水の製造や給水に伴うエネルギー使用量の削減
 - 汚水処理や汚水の汲み上げに伴うエネルギー使用量の削減

第3章 温室効果ガス削減目標

1 温室効果ガス削減目標設定の考え方

実行計画の温室効果ガス削減目標は、国の温室効果ガス削減目標との整合を目的として、地球温暖化対策計画におけるガス種別部門別削減目標に準じて平成42(2030)年度に達成すべき本市の温室効果ガス排出レベルを予測した上で、同排出量までの通過点として平成33(2021)年度の排出量を設定します。

なお、地球温暖化対策計画による国の温室効果ガス削減目標と本市の事業の相関は以下のとおりです。

- 国の温室効果ガス削減目標：2030年度に2013年度総排出量比▲26%

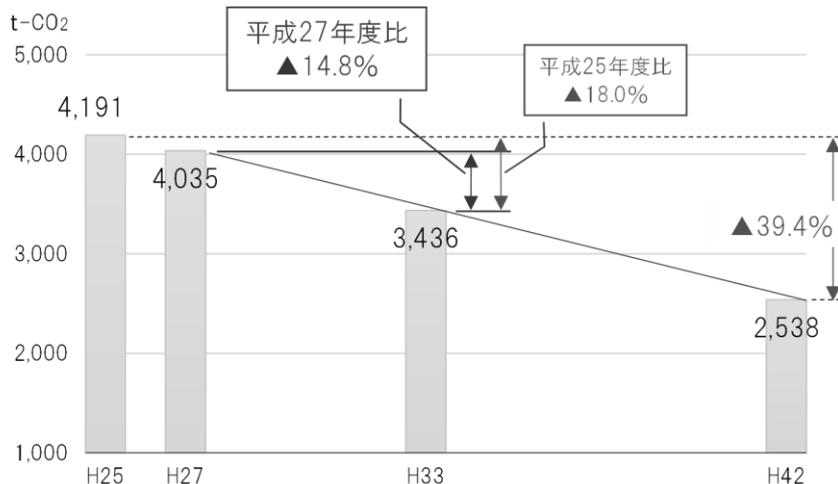
清瀬市の事業と国の温室効果ガス削減目標との相関

排出区分	ガス種別部門別削減目標 (地球温暖化対策計画)	清瀬市の事務事業における 排出源	清瀬市の排出量		国の目標を適用 した場合の清瀬 市の削減率 (2030年度)
			2013年度 (t-CO ₂)	2030年度 国の目標適用 (t-CO ₂)	
エネルギー起源CO ₂					
産業部門	6.5%	該当なし	—	—	
民生家庭部門	39.3%	該当なし	—	—	
民生業務部門	39.8%	電気、施設燃料の使用	4,071.71	2,451.17	
運輸部門	27.6%	公用車燃料の使用	115.93	83.93	
エネルギー転換部門	27.7%	該当なし	—	—	
エネルギー起源CO ₂ 以外					
非エネルギー起源CO ₂	6.7%	該当なし	—	—	
CH ₄	12.3%	燃料(公用車)使用	0.08	0.07	
N ₂ O	6.1%		1.96	1.84	
HFC等4ガス	25.1%	カーエアコンからの漏洩	0.91	0.68	
合計			4,190.58	2,537.69	▲39.4%

2 温室効果ガス削減目標

本市の温室効果ガス排出構成を国のガス種別部門別目標と照らした場合、平成42(2030)年度における市の温室効果ガス排出レベルは2,538 t-CO₂(平成25(2013)年度総排出量比▲39.4%)となり、実行計画最終年となる平成33(2021)年度の排出レベルは基準排出量(4,035 t-CO₂)に対し▲14.8%となります。

実行計画期間における温室効果ガス削減イメージ



従って、実行計画の温室効果ガス削減目標は、以下のように設定します。

- 温室効果ガス削減目標
 - 基準排出量(4,035 t-CO₂)に対して14.8%削減
 - 基準年:平成27(2015)年度
 - 目標年度:平成33(2021)年度

第4章 温室効果ガス削減への取り組み施策

第1節 基本方針

1 ソフト的取り組みの徹底

市職員による温室効果ガス排出削減と省エネルギーの取り組みに関して一定の効果が認められることから、今後も施設や職場あるいは職員の差異なく取り組みが実行されるよう、ソフト的取り組みの徹底を図ります。

- ソフト的取り組み施策

- 職員の取り組み

- 職員への節電や燃料の使用抑制など、日常業務における環境配慮行動を主体とした即効性が期待される取り組みとします。

- 施設管理者の取り組み

- 施設の運用改善のみならず、設備・機器の保守・点検など、性能の維持・回復によるエネルギー効率の改善に関する取り組みも実施するものとします。

2 ハード的取り組みの推進

温室効果ガス排出量を継続的かつ効率的に削減するため、省エネルギー化(省エネ改善・省エネ型機器への更新)や再生可能エネルギーの導入、ESCO事業※の導入などハードの取り組みを併せ、市施設全体のエネルギー使用量を削減します。

- 省エネルギー機器への更新や再生可能エネルギーの導入拡大等を主体とした、高い省エネ効果が期待される

※ESCO事業

ESCOとはEnergy Service Companyの略称

省エネルギー化に関し、顧客のエネルギー使用状況の計測・分析、省エネルギー化に向けた設備・機器改修及び運用改善提案、初期投資、設備・機器の保守管理、省エネルギー効果の保証等の包括的なサービスを提供する事業。事業を実施するESCO事業者と顧客は複数年契約を結び、契約期間中、顧客はESCO事業者に対して削減された光熱水費の一部を報酬として支払う。

3 その他の温室効果ガスの削減に資する取り組みの推進

温室効果ガス総排出量を抑制するその他の取り組みとして、CO₂排出係数のより小さい電気事業者の選択、ごみの減量・リサイクル、省資源(用紙や水)等に関する取り組みを推進します。

- 電気事業者の選択、グリーン購入の促進、間接的に温室効果ガスの排出削減につながるごみの減量・リサイクルや省資源(用紙や水)等に関する取り組みとする

第2節 ソフト的取り組みの徹底

1 ソフト的取り組み施策（職員）

（1）省資源・省エネルギーの推進

① 燃料等エネルギー資源の節約

◆空調、換気に関する取り組み◆

- ブラインド等の遮光用具の活用により効率的な冷房を図る
- 庁舎内や会議室の空調にあたっては、設定温度（冷房28℃、暖房20℃）を徹底する
- 就業時間外の空調使用は控える
- クールビズ・ウォームビズなど、執務中の服装は設定温度に対応したものにする
- 空調の使用時は換気扇の使用を避ける
- 空調の使用時は、空調設備の空気の吹き出し口付近に空気の流れを遮断するような障害物を配置しない
- 空調使用時は扉や窓を確実に閉め、また出入りの際も速やかに開閉するなど室内への外気の侵入を防止する
- 断続的に使用する部屋（会議室等）の空調は、電源をこまめに切る

◆照明に関する取り組み◆

- 昼休みには、窓口業務や市民サービスに支障のない範囲で消灯する
- 原則として晴天時は廊下、エントランスホールは消灯する
- 時間外勤務のときは廊下など不必要な照明は消灯する
- 断続的に使用する部屋（会議室、トイレ、給湯室等）の照明はこまめに消す

◆OA機器に関する取り組み◆

- スイッチ付き電源タップを活用し、退室後の待機電力消費を防止する
- 昼休み中はパソコンを低電力モードに移行する
- パソコンモニターの輝度を業務に支障のない範囲で下げる
- 低電力モード機能を搭載するOA機器や電気製品は、低電力モードの設定を行い使用する
- デスクトップコンピューターでは、本体だけでなくモニターの電源も切る
- 外勤時や不要不急時にはOA機器等の電源をこまめに切る

◆給湯に関する取り組み◆

- 給湯器や湯沸かし器などは季節に合わせて設定温度を低めに調節する
- 給湯時期・時間はできるだけ短縮する
- 湯沸かし時には必要最低限の量を沸かす

◆その他の電力使用機器等に関する取り組み◆

- 電気温水器・温水洗浄便座など温水機器の省エネモードを活用する
- 機器を使用しない時には、業務に支障のない範囲で主電源を切る
- 職員はエレベーターを使用しないようにする。
- トイレ、湯沸室、倉庫など常時利用しない部屋の換気扇は、必要時のみ使用する
- 温水洗浄便座のフタを使用時以外は閉める
- 温水洗浄便座は季節に合わせて設定温度を調節する
- 空調を実施しない中間期には、特別な事由がない場合、窓の開閉による自然換気を行う
- 電気ポットの保温設定はなるべく低く設定し、必要な湯量のみとする
- 冷蔵庫の設定温度はできるだけ、夏は「中」、冬は「弱」に設定する

② 水資源の節約

- 手洗い等は常に節水を心がける
- 水洗トイレで無駄な水は流さないようにする
- 洗車の際は、バケツなどを利用し節水に努める

③ 紙の節約

- 資料等の印刷は両面使用を原則とする
- 庁内会議の資料等支障のないものは、使用済み用紙の裏面を使用する
- コピーは縮小機能を活用し、枚数を節減する
- 予備資料の作成を控えるなど、印刷やコピーの枚数は必要最低限とする
- ファイリングシステムを整理し、重複した資料は作成しないようにする
- 用紙の分別回収ボックス等を設け、用紙使用の合理化を図る

- 事務書類(会議用資料、事務手続、報告書、FAX送付状等)を簡素化する
- 事務連絡等は回覧や電子メールを活用し、FAXや文書配布を削減する
- 用紙サイズの統一化(A4版化)により用紙使用の合理化を図る
- パソコンからプリントするときは、必ずプレビューで確認してから印刷を行う
- ミスコピーを防止するため、コピー機使用後には必ずリセットボタンを押す
- タブレット化によるペーパーレスを図る

(2) 自動車の適正な利用の推進

① 庁用自動車の利用抑制

- 市内出張は、極力、徒歩、自転車を活用する
- 管外出張は、公共交通機関の利用に努める
- 駐・停車時のアイドリングストップを励行する
- エコドライブを心がけ、急停止、急発進はしない
- 給油時等にタイヤの空気圧をチェックする
- 不要な物は載せない
- 合理的な走行ルートを選択と経済速度による走行に努める
- 一定速度での走行を心掛ける
- 道路状況(工事区間や渋滞する場所・時間帯、迂回路等)について情報交換を行い、公用車の円滑な運行を心掛ける
- 燃料消費量と走行距離から燃料を計測し、取り組みの指標とする
- メンテナンスを適切に行うことで車両の性能低下を防止する
- カーエアコンについて、こまめにオン、オフするなど適切な温度調整を心掛ける

② マイカーの適正な利用

- 通勤にはできる限り公共交通機関を利用する

(3) 廃棄物の減量・リサイクルの推進

① ごみの発生抑制

- 事務室内の業者立入を原則禁止とし、不要なチラシ類を削減する
- 事務用品や消耗品については極力共用品として購入量の削減に努める
- 物品購入の際の包装材は業者引取りとする
- イベント等において、使い捨て容器を使用しないよう努める
- ファイリング管理を徹底し、無駄なコピーはとらないようにする
- マイ箸、マイ水筒を利用する

② ごみの分別の徹底、再使用、再利用

- 事務室から出る紙類の分別を徹底し、資源とすることでごみの減量を図る
- 使用済み封筒やファイリング用品の再利用を推進する
- 公園、緑地等のせん定枝は有機資源として活用する
- プリンタのトナーカートリッジは、原則としてリサイクルする
- ポスターやカレンダー等の裏面をメモ用紙等に活用する

(4) 環境に配慮した物品の購入や利用の促進

① 再生品の利用促進

- 用紙類は古紙混入率100%のものを使用する
- トイレtpペーパーは100%再生紙を使用する
- 作業服は、廃ペットボトル等再生プラスチック繊維を用いた製品を選定する
- 印刷物には、古紙混入率、使用インクを明記する

② グリーン購入の促進

- 事務用品購入の際は、エコマーク、グリーンマーク商品の購入に努める
- 詰め替え可能製品を使用し、使い捨て製品の使用は極力控える

(5) 職員の意識の高揚、環境配慮行動の推進

- 環境に関する研修、講演会等に積極的に参加する
- 環境配慮行動の推進状況を定期的にチェックする
- 環境配慮行動に関するアイデアを募集、実践する
- 毎月のエネルギー使用量を記入するシートを作成するなど、毎月のエネルギー使用量の「見える化」を行う

2 ソフト的取組み施策（施設管理者）

(1) 省資源・省エネルギーの推進

① 燃料等エネルギー資源の節約

◆空調、換気に関する取組み◆

- 冷房期間中、すだれなどを利用し空調室外機への日光の直射を防止する
- 空調機器の運用マニュアルを作成・統一する
- 空調の使用時は、空調機器のフィルター清掃を月1回程度行う
- 室内温度や外気温を測定し、空調使用や温度設定の参考とする
- 閉館時間が定まっている施設では、閉館30分前に空調を止める
- 緑のカーテン、遮蔽シート等で日射・遮蔽を行う
- 夜間の巡視により空調・換気・照明などの消し忘れを防止する
- 中間期には、出来る限り自動ドアを開放しておく

◆照明に関する取組み◆

- 照明スイッチに点灯場所を明示する
- 照明器具の清掃、適正な時期での交換を実施する
- 屋外照明等は、安全の確保に支障のない範囲で消灯するなど点灯縮減を図る
- 洗面所やトイレには人感センサ付き照明やスイッチを設置する
- 白熱電球は、交換時期に電球型蛍光灯やLED電球等照明効率の高いランプへ切り替える
- トイレ、廊下、階段等について、不要な箇所は間引き消灯を実施するとともに、消灯管理を徹底する

◆その他の電力使用機器等に関する取り組み◆

- 中央式熱源(ボイラ等)は定期的にメンテナンスを実施する
- サービス水準を損ねない範囲で、時間帯別昇降機稼働台数を最少とする
- 電気使用のピークカット及び電気使用量の削減を図るため、デマンド監視装置※等を設置する
- デマンド警報発令時の対処方法を事前に決める

※デマンド監視装置

デマンドとは30分単位での最大需要電力(単位:kW)を示す。電気事業者と高圧電力契約などを交わしている場合、電気の基本料金は過去1年間の最大デマンド値から計算される。

デマンド監視装置は、最大需要電力の発生を未然に警告することで基本料金の増大を防止するシステムで、警報のみの簡易的なシステムから、空調や照明の出力を自動でコントロールするシステム、需要電力をリアルタイムでディスプレイなどに表示するシステムなど、目的に応じて様々な機能が選択可能である。

② 水資源の節約

- すべての水道に節水コマを取り付ける
- 洗面所やトイレの水栓を自動水栓に切り替える
- 水漏れの点検を実施する
- 施設利用者に対して節水を呼び掛ける
- 止水栓等の調整により水道水圧を低めに設定する

(2) 自動車の適正な利用の推進

- 庁用車の更新にあたっては、環境に配慮した低公害車を選定する

(3) 職員の意識の高揚、環境配慮行動の推進

- 環境配慮に関する情報を職員に提供、共有する
- 各職場での優れた取り組みを公表し、庁舎全体で実践する
- 地球温暖化対策実行計画の推進状況を定期的に公表する

3 設備・機器の保守・管理に関する取り組み

設備の保守・管理を適切に実施することで、エネルギー消費効率の低下を防ぐこととなります。

専門的な知識を必要とする場合もあるため、メーカー、メンテナンスを委託する事業者、管理会社などとの協力のもとに取り組みます。

- メーカーのサービス、機器の定期点検を委託する事業者、施設の管理会社などとの協力のもと、設備・機器の保守・管理による性能の維持・回復によるエネルギー効率の改善に努める

設備・機器の保守・管理に関する取り組み（例）

1. 熱源機器・熱搬送機器	<ul style="list-style-type: none"> ● 密閉式冷却塔※熱交換器のスケール除去 ● 冷却塔充てん材の清掃 ● 冷却水の水質の適正な管理
2. 空調設備・換気設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 温湿度センサ・コイル・フィルター等の清掃・自動制御装置の管理等の保守及び点検
3. 照明設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 照明器具の定期的な保守及び点検

※冷却塔

空調の熱源機本体の過熱を防止するための冷却装置本体。冷却塔と熱源機本体の間を冷却水が循環し、冷却塔で冷やされた冷却水で熱源機を冷やしている。

4 設備・機器の運用改善に関する取り組み

施設で運用している既存の設備・機器の運用改善を行うことで、エネルギー使用量の削減に寄与します。取り組みにあたり、温度、圧力、電流などの計測を行うことで、取り組みの効果を定量的に評価することが可能となり、設備・機器の調整や制御の参考となります。

なお、メーカー、メンテナンスを委託する事業者、管理会社などとの協力のもとに取り組みます。

- メーカーのサービス、機器の定期点検を委託する事業者、施設の管理会社などとの協力のもと、設備・機器の設定変更や調整による省エネルギー化を図る

設備・機器の運用改善に関する取り組み（例）

1. 熱源機器・熱搬送機器	<ul style="list-style-type: none"> • 冷却水出口温度の適正化、冷却水設定温度の適正化 • 冷温水ポンプの流量の適正化 • 燃焼設備の<u>空気比</u>※の適正化 • 熱源機のフロー量、運転圧力、停止時間の適正化
2. 空調設備・換気設備	<ul style="list-style-type: none"> • ウォーミングアップ時の外気取入れ停止（冬期） • 夜間等の冷気取入れ（夏期） • 空調機起動時刻の適正化 • 冷暖房の混合使用によるエネルギー損失の防止 • 除湿・再熱制御システムの再加熱運転の停止
3. 発電専用設備・受変電設備・コージェネレーション設備	<ul style="list-style-type: none"> • 変圧が不要な時期・時間帯における変圧器の停止 • コンデンサのこまめな投入及び遮断
4. 昇降機	<ul style="list-style-type: none"> • 利用の少ない時間帯における昇降機の一部停止
5. 給排水設備・給湯設備・冷凍冷蔵設備	<ul style="list-style-type: none"> • 給排水ポンプの流量・圧力の適正化 • 給湯温度・循環水量の適正化 • 冬期以外の給湯期間の短縮

※空気比

燃料を燃焼させる際に実施に使用される空気量と燃料の燃焼に最適な理論空気量の比率のことで、燃焼排ガス中の酸素濃度から計算可能。空気比を適正に保つことで不完全燃焼が防止され、エネルギー効率が向上する。

第3節 ハード的取り組みの推進

1 省エネルギー機器への更新

高効率エアコンや高効率ボイラ、LED照明等、エネルギー効率が高くエネルギー消費を低く抑えることができる機器をはじめ、自動調光システムや人感照明センサ等必要な時に必要最小限のエネルギーを使うように制御する機器、その他、窓からの熱の出入りを抑制し冷暖房にかかるエネルギーを抑えることができる断熱フィルムの施工等、省エネルギーのためのさまざまな設備・機器等が製品化されています。

今後、省エネ診断やESCO事業の設計等のFS調査(ファジビリティスタディ:実現可能性調査)により、省エネ機器・設備の導入を積極的に検討し、効果的と判断した事業から順次更新を進めることで、省エネルギー化及び温室効果ガス排出量の削減を図るものとします。

2 再生可能エネルギーへの転換

(1) 太陽光発電の普及

太陽光発電システムは、再生可能エネルギーへの転換による温室効果ガス排出量の削減はもとより、災害発生時の独立型電源システムとしてライフラインの確保にも寄与します。

本市は、住宅用太陽光発電システム設置費補助金と併せて、太陽光発電に関する情報を広く市民に発信し、普及啓発を行うことで、太陽光発電システムの導入を促進します。

(2) 低公害車の導入促進

本市は、公共交通の利便性を鑑みた場合、業務上、公用車の使用は欠かせないことなどから、公用車の車両更新時には環境に配慮した低公害車(電気自動車、ハイブリッド車、低燃費かつ低排出ガス車等)への転換を検討します。

3 本庁舎の建て替え

本市は、庁舎機能としての社会需要への対応をはじめ、老朽化や耐震性の問題から、平成27年11月に策定した「清瀬市新庁舎建設基本計画」に基づく市役所本庁舎の建て替えを計画しております。

本市は、庁舎機能の充実という本来の目的を果たした上で、「清瀬の地域性と環境に配慮した庁舎」の基本理念のもとに再生可能エネルギーや省エネルギー技術の積極導入による“エコ”な新庁舎への建て替えをめざしており、国が推進する「環境配慮型官庁施設(グリーン庁舎)計画指針」や「官庁施設の環境保全に関する基準」、東京都の「省エネ・再エネ東京仕様」などを参考として、省エネルギー化・省CO₂化をめざします。

庁舎建物の整備で考えられる環境配慮方策・技術



省エネ・再エネ東京仕様の庁舎イメージ（東京都HP より）



第4節 その他の温室効果ガス削減に資する取り組み

本節では、ソフト的・ハード的取り組み以外の取り組みとして、間接的な温室効果ガス削減策や啓発的な取り組みも含め、本市で取り組み得る地球温暖化対策を例示します。なお、本節で示す取り組みについては、各所管の判断や状況に応じて、取り組みを推進します。

1 電気事業者の選択

電力小売自由化に伴い、国のエネルギー政策及び電気事業者(一般電気事業者やPPS(特定規模電気事業者))の動向(CO₂排出原単位、単価、契約内容等)に配慮し、最適な電力購入先を検討し、選定することが可能です。

2 グリーン購入の促進

グリーン購入の対象となる特定調達品目は、オフィス家具、温水器、自動車、災害備蓄用品、公共工事など多岐にわたります。「第2節 ソフト的取り組みの徹底」で示した用紙・文具類以外で物品を購入する際は、環境負荷の少ない製品や原材料の購入について、環境物品等及びその調達目標を定めた方針を策定し、グリーン購入を実施することが望まれます。

3 フロン法における簡易定期点検の実施の徹底

2000年代以降、冷凍空調機器の冷媒として用いられるフロン類について、特定フロンから代替フロンへの転換が進む中、冷媒としての市中ストックが増加傾向にあることから、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成27年4月施行)」に基づき、機器の定期的な点検、点検内容の記録・保管が義務付けられました。

本市でも、定期点検によるフロン類の漏洩防止、漏洩量の定期的な報告が求められています。

4 エネルギーマネジメントシステムの率直的な導入

BEMS[※](ビルのエネルギー管理システム)やデマンド監視装置を導入することで、照明や空調などオフィスビルなどで使用する、エネルギー機器・設備の運転やエネルギー使用状況を監視・管理します。ビルで使用するエネルギーを「見える化」し、熱や空調などビルのエネルギー使用量を把握して適正に管理することで、省エネ促進やエネルギー利用効率化による温室効果ガス排出削減が可能です。

※BEMS(ベムス)

Building Energy Management Systemの略称。

建物内に設置した電力センサ、温度センサ、照度センサ等の各種センサからの情報を基に、空調設備、換気設備、照明設備等の機器を最適制御することで、エネルギー使用量の抑制を図るシステム。

5 COOL CHOICEの促進

政府は、私たち国民が消灯や節水などを日常的に取り組んだ上で、車、家電、住宅などの各種製品の選定にあたり、より環境負荷の小さい製品を選定するよう心掛けるよう「COOL CHOICE」を旗印に国民運動を展開しています。

本市でも、行政をはじめ市民・事業者において、省エネ・低炭素型の「製品」「サービス」「行動」などの温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促すことで、地域での温室効果ガス排出削減を推進するものとします。

6 カーボンオフセットの促進

カーボンオフセット^{*}により、自らの活動で排出した温室効果ガス排出量のうち、削減が困難な部分について、他の場所で実現した排出削減や吸収活動等とオフセットすることで、温室効果ガスを削減したものとみなされます。また、削減分を他の地域の排出量とオフセットすることで、他地域での温室効果ガス排出削減に貢献することも可能です。

※カーボンオフセット

日常生活や経済活動において避けることができない温室効果ガスの排出について、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。

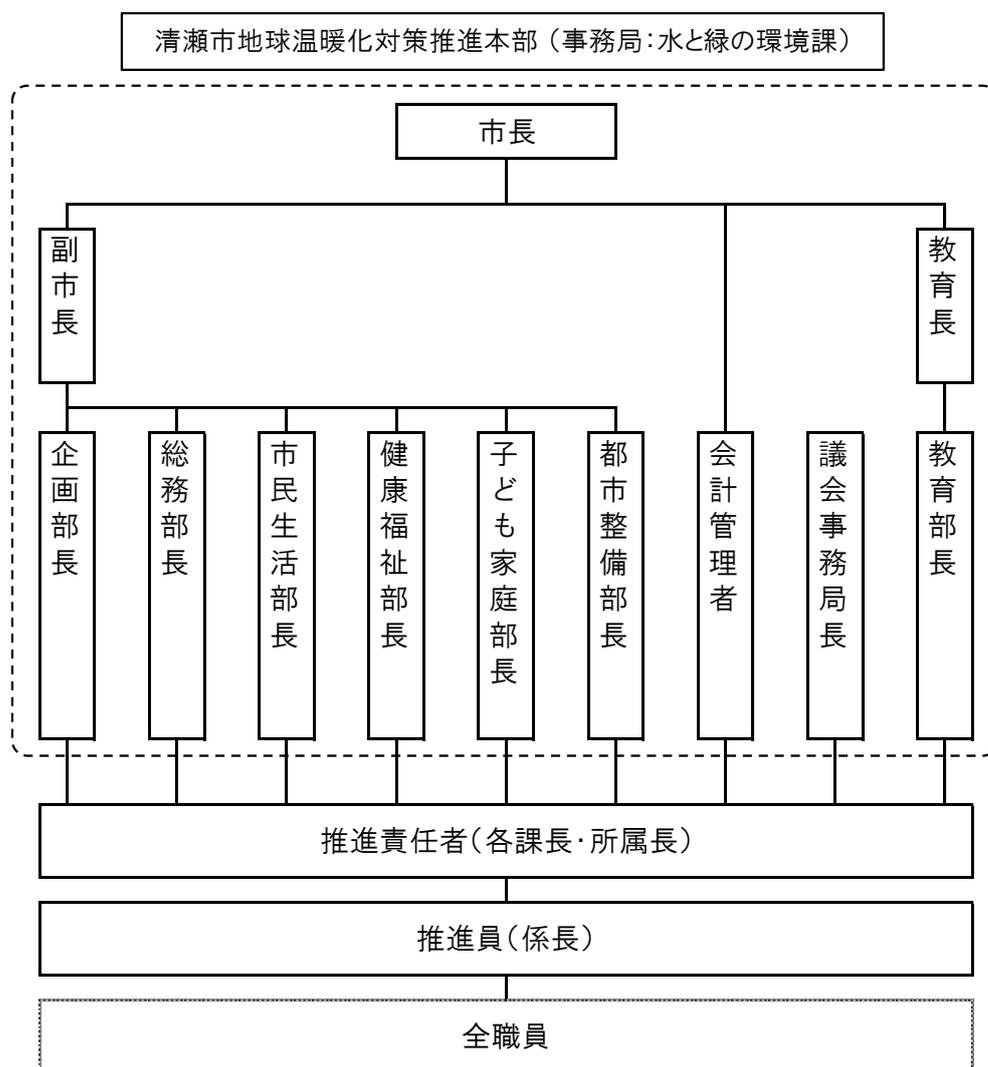
第5章 実行計画の推進

第1節 実行計画推進体制

実行計画は本市の事務事業より排出される温室効果ガスの削減計画であることから、市職員の自主的な取り組みに加え、組織的な計画推進や目標達成状況の管理が求められます。

加えて、実行計画は、本庁舎の建て替えにおける低炭素化の推進をはじめとするハード的措置など、市の取り組みとして全庁横断的な組織による施策検討を必要とすることから、市長を筆頭とした清瀬市地球温暖化対策推進本部（以下「推進本部」という。）、事務局、推進責任者及び推進員からなる体制のもとに推進します。

実行計画推進体制



なお、各主体の役割を以下に示します。

● 市長

清瀬市地球温暖化対策推進本部長として、カーボン・マネジメント※を含む本市の地球温暖化対策を統括します。

● 清瀬市地球温暖化対策推進本部

カーボン・マネジメントを含む地球温暖化対策の推進に関わる施策決定を行うと共に、事務局（水と緑の環境課）からのエネルギー使用状況及び温室効果ガス排出状況、実行計画進捗状況などの報告を受け、今後の対応について推進責任者（後述）に適宜指示します。

なお、推進本部は副市長、教育長をはじめとし、各部局の長で組織します。

● 推進責任者

各課長・所属長で組織し、推進本部の指示に基づくカーボン・マネジメントを含む地球温暖化対策に係る取り組みを先導的に実践し、各職場への波及を図ります。

また、事務局（水と緑の環境課）との連携により、エネルギー使用状況をはじめとする実行計画推進に係る基礎調査を行うとともに、各課や施設単位での「見える化」など市職員の啓発策を推進します。

● 推進員

各課・所属の係長で組織し、エネルギー使用状況をはじめとする実行計画推進に係る基礎調査、「見える化」の推進などに係る実務を担当するなど、責任者の補佐を行います。

● 事務局（水と緑の環境課）

エネルギー使用状況をはじめとする実行計画推進に係る基礎調査、「見える化」の推進などに関して推進責任者・推進員を支援するとともに、各種調査結果、実行計画進捗状況、地球温暖化対策推進状況などをとりまとめ、推進本部に報告します。

また、調査結果の公表手続き、国・東京都及び市内各関係部局への報告・連絡・調整を行います。

※カーボン・マネジメント

CO₂をはじめとする温室効果ガスの排出削減対策について、企画・実行・評価・改善の一連のプロセスを着実に実施することで継続的に管理すること。

第2節 実行計画の管理及び運用

1 実行計画の管理

(1) 管理手法

実行計画の進行管理では環境マネジメントシステム(PDCAサイクル)を活用し、エネルギー使用及び温室効果ガス排出の実態把握と取り組み方針の改善など、定期的な見直しを図るものとします。

なお、実行計画の進行管理は、推進本部・事務局の指示のもと、各所管・施設の推進責任者・推進員が主体となって実施するものとします。

PDCAサイクル（環境マネジメントシステム）



(2) 管理項目

実行計画では、推進本部・事務局、推進責任者・推進員の管理項目を単純化することで、計画の確実な実施を目指します。

- 事務局：実行計画の全体的な進行に関わる管理
 - 温室効果ガス排出量の把握・管理
 - 温室効果ガス増減要因の把握(巨視的な要因分析)
 - 実行計画の目標達成状況の把握

- 推進責任者・推進員：各所管・施設単位での取り組み状況の管理
 - エネルギー使用量の把握・管理
 - エネルギー使用量増減要因の調査・把握(各所管・施設単位)
 - 温室効果ガス排出量削減への取り組み状況の把握・管理

実行計画の管理項目

管理項目	推進責任者・推進員	推進本部・事務局
エネルギー使用量	必須(所管・施設単位)	必須(市全体)
エネルギー消費原単位	任意(所管・施設単位)	必須(市全体)
公用車(燃料以外)	必須(所管・施設単位) 各所管・施設で管理する車両の型式、初年度登録、年間走行距離など	必須 ※各所管・施設の調査結果の集計
活動量増減要因	任意 前年度対比での増減要因把握 ※要因を把握し、削減の方向性検討に活用することが望ましい	必須 巨視的視点での基準年及び前年度対比での増減要因把握
実行計画の取り組み状況	必須(所管・施設単位) ※毎年度調査結果を事務局に提出	必須 ※各施設の調査結果の集計
温室効果ガス排出量	任意	必須(市全体) 活動量集計結果を基に温室効果ガス排出量の算定
目標達成状況	任意(所管・施設単位) ※個別に設けた目標に準じた管理を行うことが望ましい	必須(市全体)

2 実行計画の運用

(1) 計画の運用

① 活動状況、温室効果ガス排出状況の確認及び増減要因分析

事務局は、各所管・施設の活動状況を基にエネルギー使用量をはじめとする活動量推移及び温室効果ガス排出状況を調査・把握するとともに、それらの増減要因についても調査・分析を行います。

また事務局は、必要に応じて推進責任者・推進員から活動状況の変化について個別にヒアリングを行うものとし、排出量等の増減が取り組み状況の変化によるものか、あるいはその他の要因によるものか可能な範囲で把握するものとします。

② 温室効果ガス等削減措置の見直し

推進本部は、事務局からのエネルギー使用量をはじめとする活動状況、温室効果ガス排出状況、省エネルギー化や温室効果ガス削減措置に関する取り組み状況調査結果の報告をもとに、必要に応じて措置を見直すものとします。特に、取り組み状況とエネルギー使用量または温室効果ガス排出量の増減状況に矛盾があるような場合、措置そのものの見直しの検討について、事務局に指示します。

③ 実行計画の見直し

実行計画期間中に、市勢の変化などに伴いエネルギー使用状況や温室効果ガス排出状

況が著しく変動した場合、計画の目標や省エネルギー化及び温室効果ガス削減措置そのものに合理性が失われることが予測されることから、そのような状況下では実行計画の見直しについて検討するものとします。

なお、実行計画の見直しについては推進本部会議で最終的に判断するものとします。

④ 実行計画進捗状況の公表

実行計画の推進は、地域の環境、ひいては地球の環境を守るために、行動の輪を行政から市民・事業者に広げ、地域が一丸となって行動していくことが望まれます。そのため推進本部は、毎年度計画の進捗状況等について市報やホームページ等を通じて市民に公表するものとします。

⑤ 実行計画実施状況に関する職員への情報配信

実行計画に掲げた取り組みは、職員一人ひとりが地球温暖化の現状や本計画の趣旨・内容を理解し、年度毎の取り組み状況を踏まえて取り組みの在り方を見直す事が求められます。

本市では、環境に関する研修を必要に応じて適宜実施するとともに、庁内LAN等の活用により地球温暖化対策等に関する情報を積極的に提供し、地球温暖化防止へのより幅広い取り組みを促進するものとします。

(2) 計画の運用方法

実行計画期間中の運用イメージを以下に示します。

実行計画の運用フロー

